

九 小括

第二章 算定率の加減算

- 一 課徴金算定率と加減算規定
- 二 中小企業に対する軽減算定率
- 三 その他の軽減算定率
- 四 繰返し違反に対する割増算定率
- 五 主導的役割に基づく割増算定率
- 六 EU競争法における制裁金算定率

七 小括

第三章 課徴金減免制度

- 一 課徴金減免制度の特徴と趣旨
- 二 課徴金減免をめぐる諸論点
- 三 課徴金減免制度がもたらす付隨的効果

第四章 当該商品・役務の売上額

- 一 はじめに
 - 二 実行期間
 - 三 当該商品・役務
 - 四 売上額
 - 五 残された課題
 - 六 再検期（令和元年改正）
 - 七 論点整理
 - 八 現在の位相と将来への展望
- 第一章 課徴金の性格
伊永大輔君より提出された博士学位請求論文「課徴金制度——独占禁止法の改正・判審決からみる法規範と実務の課題」の構成は以下の通りである。
- 一 課徴金創成期（昭和五二年改正）
 - 二 強化期（平成三年改正）
 - 三 転換期（平成一七年改正）
 - 四 拡大期（平成二一年改正）

第五章 私的独占・不公正な取引方法

一 私的の独占に対する課徴金

二 支配型私的独占

三 排除型私的独占

四 不公正な取引方法四類型に対する課徴金

五 優越的地位濫用に対する課徴金

第六章 新制度の課題と将来像

一 令和元年改正による新しい課徴金制度

二 残された課題としての国際市場分割カルテル

三 国際カルテルにおける法運用上の課題

四 課徴金制度の将来像

判例・審決索引

初出一覧

関連著作等

・「課徴金制度全体をめぐる考え方」ジュリスト一四五

○号四三一四八頁（二〇二〇年一〇月）

・「課徴金減免制度における調査協力減算制度の意義と課題」公正取引八三九号一九一三〇頁（二〇二〇年九月）

・「課徴金制度の改正——令和元年改正の評価と課題」

月

・「課徴金制度の改正——令和元年改正の評価と課題」

法律時報九一巻三号五三一五八頁（二〇二〇年三月）

・「課徴金算定における具体的競争制限効果の認定方法」

NBL一一四五号五一一五七頁（二〇一九年五月）

・「課徴金制度における『具体的競争制限効果』の意義と機能」慶應法学四二号一五九一八一頁（二〇一九

年二月）

・「課徴金制度の來し方行く末——その法的性格が導く

ものは何か」日本経済法学会年報三八号九〇一一〇

頁（二〇一七年九月）

・「国際カルテル事件における需要者概念と課徴金算定のあり方」ジュリスト一四九四号九六一九九頁（二〇

年九月）

・「EU競争法における制裁金算定の理論と実務」法學

研究八七号六四一九三頁（二〇一四年六月）

・「国際市場分割カルテルにおける課徴金の算定につい

て」修道法学三四卷一号一一五一三六頁（二〇一

年九月）

II 本論文の概要

一 問題の所在

本論文は、独占禁止法に課徴金制度が導入された昭和五
二年から令和元年までの法改正の経緯や規定の変遷を踏ま

えつつ、判審決を含む課徴金制度の全容を研究対象として詳細な分析・考察を加えることで、内在する法的課題を明らかにするとともに、これを克服する解釈運用のあり方を考察するものである。

課徴金制度は、独占禁止法による規制の重要性が認識されるたび、規制の実を挙げるために強化・拡大が行わってきた。しかし、制度導入から四〇年以上が経過し、制定当初の予想を超えた柔軟な条文解釈をする場面や、複雑多様な取引実態への適用に困難が生じる場面が目立つようになってきた。また、累次の法改正によって増改築を続けてきた課徴金制度の規定と経済実態との乖離も大きくなってきた。実際、令和元年改正の理論的根拠となつた独占禁止法研究会報告書では、「現行課徴金制度は、法定された客観的な算定要件・算定方式に従つて、カルテル等の対象商品又は役務の売上額又は購入額に一律に一定率を乗ずる方法により画一的・機械的に算定される課徴金額を義務的に賦課する制度である。このため、あらゆる業種や地域等において多種多様な形態や態様により生じる独占禁止法違反行為に柔軟に対応して、又は、経済活動のグローバル化・多様化・複雑化の進展によつて法が予定していない事案が発生した場合に機動的に対応して、違反行為の抑止という

課徴金制度の目的に照らして適正な課徴金の額を事案に応じて算定・賦課することができないという欠陥がある。」としている。

一方で、法改正による直接的な規定の変容だけではなく、司法判断の進展に伴う法解釈の変遷もあり、実体法解釈にまで影響を及ぼす課徴金規定の解釈は、争点ごとの蛸壺的解釈論に陥りやすい傾向がある。制度全体を見渡した一貫性ある法解釈が乏しいことを一因として起こる、学術研究の散在を法目的のもとに統合する研究が必要とされている。こうした現状を踏まえ、課徴金制度の趣旨・目的から見て合理的な規定内容となつてゐるか、目的妥当な結論を導くためには条文をどのように解釈すればよいか、といった解釈研究の必要が強く意識されるようになつてゐる。本論文の問題の所在は、まさにここにある。

本論文では、課徴金制度全体を俯瞰しながら法目的あるいは立法趣旨に即した法解釈のあり方を論ずる。そのためには、「課徴金の性格」（第一章）をはじめ、「算定率の加重減算」（第二章）、「課徴金減免制度」（第三章）、「当該商品・役務の売上額」（第四章）、「私的独占・不公正な取引方法」（第五章）、「新制度の課題と将来像」（第六章）と目的別に検討分野を分け、蛸壺的に展開されている課徴金制

度をめぐる法的論点を統合的に整理・分析し、この制度の趣旨・目的に沿った本来機能が発揮される方向での解釈を検証している。以下、各章ごとにその内容を概観するとともに、本研究上の要点について解説する。

二 課徴金の性格

第一章では、独占禁止法改正の歴史や判審決を踏まえながら、課徴金の法的性格を解明する。近年の改正内容は主に課徴金制度に関するものに集約されており、立法経緯と規定内容を個別詳細に検証することで、課徴金の法的性格を検証する内容となっている。

具体的には、課徴金創成期（昭和五二年改正）・強化期（平成三年改正）から転換期（平成一七年改正）・拡大期（平成二一年改正）を経て、課徴金の法的性格が「行政上の制裁」に変容・定着していく、再検期（令和元年改正）を迎えていった立法過程を、各改正規定の詳細な分析を通じて検証することで結論を得ている。特に、課徴金減免制度が導入された転換期以降に現在の違反抑止の性格が定まつたとして、現在でも援用される最高裁判決との整合性・論理必然性を強調する。そして、現在では名実ともに違反抑止が目的となつており、「不当利得の剥奪」は比例

原則に見合つた適切な課徴金水準を見出すための一つの立法政策上の指標にすぎないと結論付けている。その際、EU 競争法における制裁金制度をも引き合いに出し、制裁金の対象となる「売上額（value of sales）」についても競争制限効果が及ぶ範囲に限定されて解釈されていることを用いて、「不当利得の剥奪」との目的が不要であるとの結論を裏書きする。こうして得た課徴金の法的性格を基軸として、先行研究の位置付けを明らかにしつつ、本論文は第二章以降へと展開していく。

三 算定率の加減算

第二章では、加減算規定の合目的性を検討し、問題の整理と課題を提示する。規定の複雑化に伴い混乱した議論を交通整理した上で、課徴金規定の文理と趣旨を重視しつつ、判審決との整合性や法解釈の限界を見極めて最大限の具体的妥当性を探る内容となっている。

まず課徴金算定率と加減算規定との関係を整理した上で、課徴金制度の法目的から見た加減算規定の法的課題を網羅的に補足して個別に検討している。例えば、中小企業に対する軽減算定率、早期離脱に基づく軽減算定率及び違反業種に基づく軽減算定率は、課徴金制度の目的から見て問題

が大きいものであることを算定率の根拠や規定趣旨、裁判例等から明らかにする。これは、法目的だけでなく法の機能面に着目したものであり、法規制の実効性を確保するための手段として理論検証と位置付けられる。特に、立法趣旨と規定との乖離が目立つ違反業種に基づく軽減算定率では、具体的妥当性とのバランスをとった裁判例が積み上がったが、それらを分析した結果、業種区分や適用基準の複雑さなどが障害となつて、算定の容易性や算定基準の明確性の問題が解決せずに残ることがわかつた。また、繰り返し違反に対する割増算定率及び主導的役割に基づく割増算定率に関するも、解釈課題が少なくないことを明らかにする。このことは、とりわけEU競争法における制裁金算定ガイドラインに関する司法判断等の分析を通じて先鋭化され、非裁量的規定の持つ限界が指摘されている。

四 課徴金減免制度

第三章では、課徴金減免制度の規定解釈だけでなく、その付隨的効果までも検討対象として、法統合的な視点を交えて制度検討を行う。課徴金減免制度はその法目的を一定程度以上果たしてきたと評価し得るが、立法趣旨を全うするための解釈課題は山積しており、理論的な整理・統合と

一貫した解釈が不可欠な法領域もある。

課徴金減免制度のもととなった米国のリニエンシー制度は、司法省が元来有していた訴追裁量に対する制限的な行使基準を示した訴追免除方針であつたといつてよく、本来リニエンシー制度とは、行政当局の裁量が認められる場合に限つて、その裁量権の行使基準を事前に明確にしていくことで情報提供のインセンティブを高める制度であったといふことができる。ところが、課徴金減免制度は、法律に基づいて非裁量的に減免を適用するものであるため、こうした法的厳格さが適用の法的安定性や基準の明確性に優れる一方で、課徴金の法的性格に変容が生じ、妥当な結論に導く柔軟な解釈余地に限界があると指摘する。この指摘は、規定の複雑化や法運用の硬直化を招き、そうした法構造のもとで条文解釈をどのように展開すべきかが問題となることを意味している。その上で、順番の繰上げ、減免適用数、調査開始日、欠格事由、協議制度といった各法的論点を具体的事例に基づいて検証している。また、課徴金減免制度の波及効果にも着目し、課徴金免除を適用された事業者に対して排除措置を命じないと実務には法的根拠が見出せず、それどころか当該事業者に対する独禁法二五条訴訟を不可能にし、被害救済への途を絶つことについて強い疑問

を呈する。その他、行政機関等による指名停止、刑事訴追、株主代表訴訟に対する法的影響等も検討射程に取り込んで論じている。

五 当該商品・役務の売上額

第四章では、EU競争法との比較法的視点を交えつつ、多くの訴訟で争点化され複雑な議論が展開されている当該商品・役務の解釈論題を中心に、実行期間や売上額の論点整理や条文解釈が行われている。特に談合事案における具体的競争制限効果の機能と意義に触れつつ、先例を踏まえた法的判断枠組みを提示するなど、学説からの批判が多くつた法概念についても前向きに評価するとともに、立証負担とのバランスに配慮して法解釈を展開する。

判例にいう「カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的」とする上で、「実行期間における当該商品・役務の売上額」は、違反行為がもたらす競争制限効果の大きさ（対象範囲の広がりと期間の長さ）と違反事業者各社が及ぼした違反行為への影響力（寄与度）の大きさの両方を表す点で、課徴金算定において最適な指標となつていると考えられる。競争制限効果の大きさは違反行為がもたらす見返りの大きさを意味し、また、寄与度に応じた不利益を課さなければ違反抑止がおぼつかないからである。そして、特に重要な解釈上の指摘として、これまで分解されて理解してきた「実行期間」、「当該商品・役務」、「売上額」との一連の文言を一体的に捉え、課徴金制度の趣旨に基づき、それぞれの文言に与えられた役割が相互補完的に機能するように解釈すべきとした点が挙げられる。現実の違反行為実態に照らし、競争制限を受けた売上額を遗漏なく網をかける役割や、正常な事業活動を萎縮させないよう絞り込む役割をどの文言に担わせるのが最も効果的で明解な算定結果を導くことができるのか、という問題がここでの解釈命題であると言明する。

こうした解釈命題に従い、実行期間の始期及び終期、期間の上限（合併・分割等による通算を含む）、売上額の解釈と算定方法等の文言解釈について、裁判例とともにEUの制裁金算定に関する司法判断を参考に考察・分析を試みている。特に、「当該商品・役務」の考察においては、談合事案において具体的な競争制限効果を要請する最高裁判決等を援用し、カルテル事案においても法的要請がある点は同じであるが、行為類型上定性的に競争への影響が及ぶ事案が多いため顕在化する場面が限定されるだけだとす

る解釈論を展開する。この見解は、文言解釈から導かれる原理原則を貫徹しつつ、類型別の経験則に基づく推認ルールを法構造上組み合わせることで、普遍的な判断枠組みを提示するという新たな視点を法解釈に持ち込んでいる点で特筆に値する。

六 私的独占・不公正な取引方法

第五章では、特に関心の高い優越的地位濫用だけでなく、私的独占ほか全ての課徴金算定規定が取り扱われている。未だ課徴金算定事例のない行為類型も多いが、規定の趣旨に基づいた解釈のあり方が考察されている。

U競争法における制裁金制度との比較から論じている。

また、残された課題のうち国際市場分割カルテルに対する課徴金の算定方法については、改正法附帯決議との関係においても重要なと指摘する。この点、世界市場を画定しての課徴金算定には国家管轄権の抵触を回避する必要が生じるところ、これは談合事案における一方的協力者に対する課徴金賦課の必然性に繋がり、また、主導的役割の規定における「当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者」と同様の要件裁量が問題となることを明らかにする。その上で、本件問題については、算定方法の特則を設ける必要性及び許容性が認められると結論付ける。

公正取引委員会による法運用を批判する。

七 新制度の課題と将来像

最終第六章では、令和元年改正の評価と課題に触れ、これまでの分析を踏まえ、改正の理論的背景や残された課題を浮き彫りにするとともに、その将来像が検討されている。

とりわけ裁量型課徴金制度の検討に際しては、処分理由付記の詳細化や事前手続としての聴聞の必要性が高まり、裁判所による司法審査も処分内容の変更を含む全面的な統制に服することとなる、といった裁量統制上の法的視座をEU競争法における制裁金制度との比較から論じている。

また、残された課題のうち国際市場分割カルテルに対する課徴金の算定方法については、改正法附帯決議との関係においても重要なと指摘する。この点、世界市場を画定しての課徴金算定には国家管轄権の抵触を回避する必要が生じるところ、これは談合事案における一方的協力者に対する課徴金賦課の必然性に繋がり、また、主導的役割の規定における「当該違反行為を容易にすべき重要なものをした者」と同様の要件裁量が問題となることを明らかにする。その上で、本件問題については、算定方法の特則を設ける必要性及び許容性が認められると結論付ける。

八 結 語

以上の考察では各章の概要を中心に扱つたが、上記の通り、各章は課徴金制度の趣旨・目的を実現するとともに、算定の明確性・容易性に配慮しつつ、具体的妥当性とのバランスをとるための法解釈のあり方を検討するという点で、全体として通底した理念に基づき、相互に関連させた上で統合的に論じるものとなつていて。

本論文は、考察全体を通じて次の点を明らかにしたといえる。

第一に、課徴金制度の趣旨・目的が規定の解釈に及ぼす意義である。これまで論点ごとに蛸壺的に私論が展開されてきたのは、この法目的の意義を軽視するものであり、結果として結論の妥当性ばかりを追つて法的性格という枠組みを見失うのが多かつた。本論文では、歴史的経緯と詳細な個々の規定の検討を踏まえ、法目的と条文解釈との一体関係を論文全体を通して検証しており、法目的に基づく解釈が持つ意義を際立たせるものとなつていて。

第二に、これまで議論が十分に蓄積されてこなかつた課徴金算定規定についても、網羅的に研究対象として詳細な考察を行つたことにより、法制度としての課徴金の全体像が明らかとなつた。特に、算定率と加減算規定及び課徴金

減免制度との関係は、これまで統合的に検討されることがほとんどなかつたが、条文構造から見ても各規定の解釈が相互作用を及ぼすことは明らかであり、これに比較法を交えて論ずることによつて、通底する理論が浮き彫りとなつた。

第三に、最大の争点となつていた「実行期間における当該商品・役務の売上額」の解釈を詳細に分析することにより、最高裁判決のいう「具体的な競争制限効果」の機能と意義を理論的に位置付けた点が挙げられる。特に、「入札参加者全員の間で行われるべき競争が行われない」とことなつて、独立して意思決定を行う競争者が減少するということ自体に競争制限効果が認められるべき」とする競争単位減少説への批判として、裁判例の分析を踏まえ、競争の量的減少よりも競争の質的転換が重要であると指摘する。その上で、基本合意の具体性や実効性を根拠とした推認の強度に配慮して競争状況を個別に検証する必要性を説いている。

III 本論文に対する評価

本論文は、日本の独占禁止法において、大きな変遷を経て現在に至る課徴金制度に関する包括的な研究である。課

徴金制度は、独占禁止法が直面するさまざまな問題に対応するため、時代の変化と共に、その規制の強化が図られると共に、私的独占、不公正な取引方法など、課徴金対象となる行為類型の拡大が図られた。他方、課徴金制度は、本論文が指摘する通り、争点毎に議論が行わればしまうといつた「蛸壺的解釈論」に偏する傾向が否めなかつた。このことは、制度全体を俯瞰した一貫性のある法解釈、そしてその指針に関する議論が未成熟であることを意味する。本論文は、この現状を踏まえ、筆者の六年間の公正取引委員会での実務経験を活かしながら、課徴金制度の趣旨・目的を再検討し、条文解釈の具体的な指針、方向性を検討しようとする意欲的な研究である。

本論文は、このような問題意識に基づき、まず、第一章

において、課徴金の法的性格が、不当利得剥奪から、違反抑止へと変遷していることについて、法改正における議論を丁寧に分析する。法改正の歴史的変遷について、各規定の変遷そして、最高裁判決との整合性・論理必然性を論証した上で、不当利得の剥奪の意義は、「比例原則に見合つた適切な課徴金水準を見出すための一つの立法政策上の指標」であるとし、これを目的とすることに疑問を呈する。課徴金制度について、改正の経緯を踏まえて、歴史的な変遷を説得的に論証している本論文の独自性は高く評価できるものである。

この分析に続き、第二章は加減算規定を取り上げ、課徴

金算定率と加減算規定との関係を整理し、現行法の問題点を深く探究する。特に、中小企業に対する軽減算定率の法的及び趣旨については、これまで一般的な説明に終始していた従前の議論に対して、その法的課題を算定率の根拠や規定趣旨、裁判例等を分析し、業種区分、適用基準の複雑さ等、明確性に疑問のある規定となつていていることを明らかにしている。この点に関連し、EU競争法における制裁金算定ガイドラインに関する司法判断等の分析を通じ、日本獨占禁止法の課徴金制度において、かねてより大きな問題であった非裁量的規定の限界を指摘する。

さらに、第三章では、実務において極めて重要ではあるものの、その理論的研究が乏しいとされてきた課徴金減免制度を取り上げ、関連規定の解釈運用のみならず、その付随的な効果にも研究の視点を広げて分析する。この点、類似の制度である米国反トラスト法におけるリニエンシー制度との比較において、行政府の裁量の行使基準の明示に特徴があることを指摘した上で、課徴金減免制度の非裁量性に基づく制度設計に起因する課題が多いことを説明する。

また、波及効果について、課徴金免除事業者に対して排除措置を命じないという制度の法的根拠に対する疑問を呈するなど、実務的な波及効果についてもその分析の範囲を広げて論じている。

さらに、第四章において、EU競争法との比較の中で、課徴金制度における重要論点である当該商品・役務の解釈について、不当な取引制限におけるカルテルの抑止効果に着目し、従来、個別に解釈されてきた「実行期間」、「当該商品・役務」および「売上額」といった文言を一体的に捉えて、制度趣旨に基づいた解釈運用を行すべきとする。この点をより説得的に論証するため、実行期間の始期及び終期、期間の上限、売上額の解釈と算定方法等の文言解釈に関するEUの制裁金算定に関する司法判断を検証する。その上で、独占禁止法七条の二における「当該商品・役務」の解釈に関連し、入札談合事案における競争制限効果を勘案すべきか否かについて、土屋企業事件東京高裁判決（東京高判平成十六年二月二〇日審決集五〇巻七〇八頁）など従来の判審決を再検討した上で、受注調整への関与がない場合に課徴金対象とすべきではないとするなど、注目すべき指摘をおこなっている。

また、第五章では、一部の不公正な取引方法、私的独占

に対する課徴金算定規定を取り上げ、その行為類型ごとに、課徴金算定の基礎、算定対象期間、算定率、適用関係等が詳細に考察されている。特に注目すべきは、運用が活発な優越的地位の濫用に対する課徴金の適用に際し、現行の解釈は過剰な算定結果となると指摘した上で、現在の公正取引委員会の法運用を批判的に検討し、その問題点を明らかにしている。さらに、第六章では、令和元年独占禁止法改正における課徴金制度の大きな改正について検討し、EU競争法における制裁金制度との比較から論じ、国際分割カルテル、非裁量型課徴金制度の今後のあり方についても、現在の法体系全体を踏まえて、丁寧な分析をおこなっている。

ただし、本論文に対して、課題もないわけではない。例えば、不当な取引制限に対する課徴金算定の始期に対してもは、第四章にて相当な紙幅を割いて論じており、極めて緻密な分析が行われていると言える。一方で、排除型私的独占における同論点に対しても「難問が生じやすい」としているにもかかわらず、排他的取引のみを例示として取り上げて、「ケースバイケース」と結論づけている。この点、なぜそのような結論に至るのか、他の排除型私的独占の類型も例示するなど、さらに議論を深めて欲しかったところ

である。しかしながら、このことは本論文の価値をいささかも落とすものではない。なぜなら、検討が少なくなつてしまつてはいるのは、これまで排除型私的独占に対する課徴金の適用事例がなかつたことに起因するところが大きく、分析の限界とも言えるからである。もつとも、最近になり排除型私的独占に対して課徴金納付を命じた事件も登場し始めた。伊永君には、こうした最近の事例を考察し、課徴金制度の法的課題等を更に探求されることを今後期待したいところである。

以上、本論文は、課徴金制度を包括的に分析する稀有な研究成果であり、各章は課徴金制度の趣旨・目的、算定の明確性・容易性を重視しつつも、現実の実務の状況、経済情勢に十分に配慮しつつ、具体的な妥当性を担保する法解釈の指針を示すものである。また本論文は、現実的な違反抑止効果をいかに実現するかという問題意識に基づいて個別の論点を検討していることから、その趣旨、論旨は一貫性を有している。

IV 本論文審査の結論

本論文は、課徴金制度について、その歴史的変遷、法改正の経緯などを詳細に分析した上で、不当な取引制限、私

的独占そして不公正な取引方法の一部にまでその対象範囲を広げた課徴金制度を全般的に分析するという、極めて包括的な研究成果である。また、米国EU競争法の類似する制度にも視野を広げ、比較法的な視点からの考察を加えている点も高く評価でき、同時に、本論文の説得力を高めている。

また、本論文では、法解釈上の論理的整合性を重視するにとどまらず、現実のカルテル、談合、さらに優越的地位の濫用のような具体的な事件の背景にも踏み込み、具体的妥当性を見出す法解釈の可能性を論じる労作である。さらに、法改正の経緯などについては、一次資料を丹念に検討し、昭和五二年以降の課徴金制度の変遷と展開に関する説得力のある分析を展開している。これまで個別の論点ごとにその解釈論が展開されてきた課徴金制度について、本論文はその全体像を明らかにするものであつて、学術的な貢献は大きいものといえる。課徴金制度は、未だ多くの論点が未解決のまま残されている重要な領域である。本論文は、これらを論じる上で適切な共通了解を提供するものであり、今後、立法論を含め、課徴金制度の解釈運用における一つの大きなベンチマークとなる研究であると評価する。今後、課徴金制度を今一步大きな視野から、具体的には、独

占禁止法における実効性確保のための制裁論として、経済規制における位置付けをさらに深めて検討していくことを期待したい。

なお、本論文及び関連する研究に対しても、公益財団法人

公正取引協会による「第三六回 横田正俊記念賞」を二〇二一年三月に受賞しております、日本経済法学会においても本

研究成果は高く評価されていることを付記する。

本論文は、博士（法学、慶應義塾大学）の学位を授与するにふさわしいと判断する次第である。

一〇一二年九月二二日

主査 慶應義塾大学法学部教授 田村 次朗

副査 慶應義塾大学法学部教授 鈴木千佳子

副査 法学研究科委員 石岡 克俊

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

- I 本論の構成
大木啓介君より提出された博士学位請求論文『比較政治學方法論批判』（日本評論社、二〇二一年）の構成は以下の通りである。以下では、この本全体を指して「本論文」とする。
 - 序 章 比較、一般化、コンテクスト
 - 一 はじめに
 - 二 一般化とコンテクスト
 - 三 等価性前提をめぐる問題
 - 四 むすび
- 第一章 比較方法をめぐる論戦
 - 一 二つの戦線
 - 二 単一性テーゼ 対 多様性テーゼ
 - 三 不等性テーゼ 対 優越性テーゼ
 - 四 結語

大木啓介君学位請求論文審査報告